

内閣府大臣政務官

平沼正二郎様

国の施策等に関する 提案・要望書

(令和6年7月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	議	長	晋	一
鳥	取	県	市	長	会	長	義	彦
鳥	取	県	市	議	会	議	長	章
鳥	取	県	町	村	会	長	英	人
鳥	取	県	町	村	議	会	議	政
鳥	取	県	町	村	議	会	議	長
鳥	取	県	町	村	議	会	議	長

A I 技術の適正な活用に係る環境整備について

《提案・要望の内容》

民主主義や地方自治の本旨を踏まえた健全な行政運営を推進する上で、A I 任せではなく、住民の意思に基づいて人間主導で意思決定することが重要となる。A I の特性や業務リスクレベルを考慮の上、活用と制御の両面から適切な A I 技術の実装が図られるよう地方自治体向けのルールを策定すること。

<参考：鳥取県の取組>

1. 自治体デジタル倫理原則（令和6年4月公表）

- 先端技術と民主主義のあり方を考える研究会（令和5年9月設置）において、生成A I を含むA I 技術の急速な進展を受けて、自治体がどう向き合うべきか、民主主義と地方自治の視座から、倫理面を中心に検討。地方自治体が人間主導のデジタル社会を目指す上で共通する重要な視点を「自治体デジタル倫理原則」として10の原則に整理した。

①住民自治の原則

地域のことは、住民の意思に基づいて検討や議論を重ね、決定することが原則である。生成A I をはじめとする先端技術の活用にあたっては、このような民主主義や地方自治の要諦が揺らがぬよう、適正な活用に徹すること

②人権保障の原則

生成A I をはじめとする先端技術の活用にあたっては、利用目的をできる限り特定し、その達成に必要な範囲において個人情報収集するとともに、当該利用目的に限定して利用するなど、個人情報保護を含め住民の人権を守り、人権保障を具体化していく視点に立って厳正に行うこと

S N S等においても、同様に住民の人権を守り、人権保障を具体化していく視点に立って、対策を講じること

③インクルーシブの原則

生成A I をはじめとする先端技術は、ジェンダーや性的マイノリティに配慮するなど多様な人々が互いに尊重される社会を実現するために活用されなければならない。偏見等を生まないように運用するとともに、住民に寄り添い、誰一人取り残されない行政サービスを提供するように配慮すること

④パートナーシップの原則

生成A I をはじめとする先端技術の活用にあたっては、住民を含めた多様なステークホルダーと緊密に協働・連携し、互いに補完し合い高め合うことにより、地域社会の効用最大化を図ること

⑤課題解決志向の原則

デジタル技術の導入や活用を目的化せず、住民等の一連の行動に着目して真の課題の把握やニーズの抽出を行うことにより、住民等が抱える課題を解決し、ウェルビーイングに繋がる有効な方策を総合的にデザインすること

⑥人間主導の原則

地方自治体が行う意思決定を生成A I をはじめとする技術が出力した結果のみに依拠することは排し、出力結果を人間が的確にチェックすることが担保されるよう人間が責任をもって精査し、人間の判断で決定する仕組みとすること

⑦リテラシーの原則

職員がデジタル技術の特性を理解し、適切に活用するためのリテラシーとスキルの向上を図ること。住民が偽・誤情報に惑わされないよう、住民のフィルターバブル等への理解とネット情報についての批判的思考能力を育成するとともに、住民や地域を守るための情報発信に努めること

⑧透明性の原則

住民が生成A I をはじめとする先端技術の活用について適切に評価できるよう、活用の状況を明らかにすること。特に、住民等への回答内容にA I 等の出力結果が結びついている場合は、その旨を明示するなど説明責任を果たすこと

⑨ガバナンスの原則

生成A I をはじめとする先端技術の適切な活用に向け、デジタル施策の実施状況や結果・評価を把握して効果を検証するとともに、A I のロジックや出力傾向等を把握した上で適正に管理する仕組みを構築して、適切に運用し改善していくこと

⑩機敏性の原則

生成A I をはじめとする先端技術は急速に発展していくものと想定される。こうした変化に伴いルール等を見直す機会を整えるとともに、大胆かつ積極的に先端技術を取り入れていく視点を持ち、「完全な成功」よりも「試行と改良・再挑戦」を重視し、不断のフィードバックにより、アジャイルで機動的な先端技術の活用推進を図ること

※先端技術と民主主義のあり方研究会構成員

慶應義塾大学大学院 山本龍彦教授（座長：テクノロジーと人権・民主主義）

中央大学国際情報学部 石井 夏生利教授（プライバシー・個人情報保護法）

東京大学大学院工学系研究科 鳥海 不二夫教授（人工知能、ソーシャルメディア等）ほか6名

2. 人間主導AI（ええ愛）ガイドライン（令和6年6月運用開始）

- 生成AIをはじめとしたAI利活用の指針として策定。本ガイドラインには人間主導の原則や人権保障の原則をはじめとした「自治体デジタル倫理原則」を反映したほか、EUの制度を参考にリスクレベルに応じた運用基準を設けるとともに、プライバシー・バイ・デザインによる個人情報保護を盛り込んだ。

リスクレベル	内容
Lv4 容認できないリスク × 禁止業務 民主主義や地方自治の本旨に反する活用を制限	▶ 意思決定・民意集約（住民の意見に基づき、人間が最終判断） ▶ 人権侵害の恐れがあるもの
Lv3 高リスク ⚠ 要注意業務 リスク管理、データガバナンス、セキュリティ確保を特に注意し活用	▶ 生命・財産に大きな影響を及ぼす可能性のある社会インフラの運用・管理等の業務（例）災害時の状況判断 ▶ 教育等、機微情報を取り扱う業務（例）自動採点システム
Lv2 限定的なリスク ! 要配慮業務 AIの出力傾向の把握等により、責任ある運用に配慮しつつ活用	▶ 県民等の直接利用を想定したAIサービス（例）自動応答型のAIチャットボット ▶ AIによる出力結果をそのまま提供する業務（例）AI婚活マッチングシステム
Lv1 最小限のリスク ◎ 積極活用業務 自治体デジタル倫理原則を踏まえつつ、適切に活用	▶ 業務効率化や行政サービス向上に向け、積極的に活用（例）AI音声認識議事録作成支援、AI-OCR

- 生成AI利用時の遵守事項等を再整理した。

（1）遵守事項

- ① 生成、出力したものをそのまま利用しない
- ② ハルシネーションを考慮し、必ず出力結果の根拠を確認する
- ③ 非公開情報（機密情報）をプロンプトに入力しない
- ④ 著作権侵害等が危惧される情報の生成指示及び転用を行わない
- ⑤ 違法行為等、不正な目的で利用しない
- ⑥ 「県庁生成AIシステム」以外の生成AIシステムを利用しない

（2）活用できる業務例

- ① アイデア出しのためのヒント収集
- ② 作成した文書の校正・添削チェック
- ③ プログラミングコード作成支援
- ④ 読み手を想定した言い換え
- ⑤ 文書の要約、翻訳
- ⑥ 定型的文書の下書き
- ⑦ 統計データの簡易分類・傾向分析
- ⑧ 各種検索